

分野1 暮らしの支援

＜現状と課題＞

福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに応じた支援や、ライフステージに応じた一貫した支援が求められているほか、これからの地域福祉を担う人材の育成が求められています。

医療的ケアを必要としている障がいのある人や、重度障がいのある人、発達障がいのある人、**重複障がいのある人**など、様々な支援を必要とする人が地域で生活していくための支援体制や、障がいのある人が高齢になっても**地域**で安心して暮らすことができるような支援体制を充実させる必要があります。

~~障がいのある人の社会参加促進のため、必要な移動手段が求められています。~~

＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

希望する生活のためにあればいいこと

- ・高齢になっても安心して生活できること（障がい者調査 54.4%、障がい児調査 31.3%、難病患者調査 47.2%）
- ・困ったときに相談できて教えてくれる場所（障がい者調査 36.3%、障がい児調査 31.3%、難病患者調査 32.4%）

◆基本方針

基本方針1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤の一層の充実を図ります。

基本方針2 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる

よう、<sup>かんけいきかん</sup>関係機関、<sup>じぎょうしゃ</sup>事業者、<sup>ほらんてい</sup>ボランティア等の<sup>ちいき</sup>地域の<sup>しゃかい</sup>社会  
<sup>しげん</sup>資源の<sup>かつよう</sup>活用により、<sup>らいふすてーじ</sup>ライフステージに<sup>おう</sup>応じた<sup>きめ</sup>切れ目のな  
<sup>そうだんしえん</sup>い相談支援・<sup>さーび</sup>サービス<sup>すていきょうたいせい</sup>提供体制の<sup>じゅうじつ</sup>充実を<sup>はか</sup>図ります。

◆<sup>きほんしさく</sup>基本施策

- <sup>きほんしさく</sup>基本施策1 <sup>ここ</sup>個々の<sup>に</sup>ニーズに<sup>たいおう</sup>対応した<sup>しえんたいせい</sup>支援体制、<sup>さーび</sup>サービス<sup>すていきょうきばん</sup>提供基盤の<sup>せいび</sup>整備
- <sup>きほんしさく</sup>基本施策2 <sup>しせつにゆうしょしゃ</sup>施設入所者・<sup>せいしんかびょういんにゆういんかんじや</sup>精神科病院入院患者の<sup>ちいきせいかつ</sup>地域生活への<sup>いこうすいしん</sup>移行推進
- <sup>きほんしさく</sup>基本施策3 <sup>ふくしやうぐ</sup>福祉用具などの<sup>ふきゅうそくしん</sup>普及促進・<sup>りようしえん</sup>利用支援・<sup>けんきゅうかいほつしえん</sup>研究開発支援
- <sup>きほんしさく</sup>基本施策4 <sup>ちいきふくし</sup>地域福祉を<sup>にな</sup>担う<sup>じんざいいくせい</sup>人材育成・<sup>かくほ</sup>確保

<sup>きほんしさく</sup>基本施策1 <sup>ここ</sup>個々の<sup>に</sup>ニーズに<sup>たいおう</sup>対応した<sup>しえんたいせい</sup>支援体制、<sup>さーび</sup>サービス<sup>すていきょうきばん</sup>提供基盤の<sup>せいび</sup>整備

- <sup>しょうがいしゃ</sup>障害者<sup>そうごうしえんほう</sup>総合支援法・<sup>じどうふくしほう</sup>児童福祉法に基づく<sup>しょうがいふくし</sup>障害福祉<sup>さーび</sup>サービス等の<sup>えんかつ</sup>円滑な<sup>ていきょう</sup>提供に<sup>つと</sup>努めます。
- <sup>ここ</sup>個々の<sup>に</sup>ニーズに<sup>たいおう</sup>対応し、<sup>らいふすてーじ</sup>ライフステージに<sup>おう</sup>応じた<sup>いっかん</sup>一貫した<sup>しえん</sup>支援ができるよう、<sup>そうだんしえんたいせい</sup>相談支援体制や<sup>かんけいきかん</sup>関係機関との<sup>れんけい</sup>連携の<sup>じゅうじつ</sup>充実を<sup>はか</sup>図るほか、<sup>ほらん</sup>ボランティア等の<sup>ちいきしげん</sup>地域資源を<sup>かつよう</sup>活用するなど、<sup>しえんたいせい</sup>支援体制の<sup>じゅうじつ</sup>充実に<sup>つと</sup>努めます。
- <sup>じゅうどしょう</sup>重度障がいのある人<sup>ひと</sup>⇐<sup>いりょうてきけあ</sup>医療的ケアが<sup>あ</sup>必要な<sup>しょう</sup>障がいのある人<sup>ひと</sup>に<sup>たい</sup>対する<sup>しえん</sup>支援の<sup>じゅうじつ</sup>充実について<sup>けんとう</sup>検討を<sup>すす</sup>進めます。
- <sup>しょう</sup>障がいのある人<sup>ひと</sup>だけではなく<sup>かぞく</sup>その<sup>かた</sup>家族の方<sup>たい</sup>に対して、<sup>かんけいきかん</sup>関係機関の<sup>れんけい</sup>連携を<sup>はか</sup>図りながら、<sup>しえん</sup>支援の<sup>じゅうじつ</sup>充実を<sup>つと</sup>努めます。
- <sup>はったつしょう</sup>発達障がいのある人<sup>ひと</sup>に対して、<sup>たい</sup>個々の<sup>ここ</sup>特性に<sup>とくせい</sup>応じた<sup>おう</sup>支援が<sup>しえん</sup>適切に<sup>てきせつ</sup>行われるよう、<sup>おこな</sup>支援体制の<sup>しえんたいせい</sup>充実を<sup>じゅうじつ</sup>充実を<sup>つと</sup>努めます。
- <sup>なんびょうかんじや</sup>難病患者<sup>たい</sup>に対して、<sup>かんけいきかん</sup>関係機関と<sup>れんたい</sup>連帯しながら、<sup>なんびょうとう</sup>難病等の<sup>とくせい</sup>特性（<sup>いちにち</sup>一日<sup>なか</sup>の中での<sup>びょうじょう</sup>病状の<sup>へんか</sup>変化や<sup>しんこう</sup>進行、<sup>ふくし</sup>福祉<sup>に</sup>ニーズ等）<sup>に</sup>応じた<sup>しょうがいふくし</sup>障害福祉<sup>さーび</sup>サービス等の<sup>ていきょう</sup>提供に<sup>つと</sup>努めます。

- <sup>しょう</sup>障 <sup>ひと</sup>がいのある人が <sup>ちいぎ</sup>高齢になっても <sup>あんしん</sup>地域で安心して <sup>せいかつ</sup>生活できるよう、  
<sup>ちいぎせいかつしえんきよてんとう</sup>地域生活支援拠点等の <sup>せいび</sup>整備など、 <sup>ひつよう</sup>必要な <sup>しえんたいせい</sup>支援体制の <sup>じゅうじつ</sup>充実を <sup>はか</sup>図ります。

## ＜重点取組＞

### ◆ <sup>そうだんしえんじぎょう</sup>相談支援事業の <sup>じゅうじつ</sup>充実

~~<sup>しょう</sup>障 <sup>ひと</sup>がいのある人が <sup>ちいぎ</sup>地域で <sup>あんしん</sup>安心して <sup>せいかつ</sup>生活することができるよ  
<sup>そうだんしえんじぎょう</sup>う、 <sup>じゅうじつ</sup>相談支援事業の <sup>はか</sup>充実を図ります。~~

~~<sup>そうだんしえんじぎょうしょ</sup>相談支援事業所においては、 <sup>ちいぎしえんいん</sup>地域支援員の <sup>はいち</sup>配置などにより、 <sup>く</sup>区  
<sup>やくしょ</sup>役所をはじめとする <sup>かんけいきかん</sup>関係機関や <sup>ちいぎふくしかんけいしゃ</sup>地域福祉関係者との <sup>れんけい</sup>連携を図る~~

~~<sup>ちいぎ</sup>ほか、 <sup>せいかつ</sup>地域で生活する <sup>しょう</sup>障 <sup>ひと</sup>がいのある人を <sup>ぴあさぽーたー</sup>ピアサポーターとして  
<sup>はいち</sup>配置するなど、 <sup>とうじしゃしゅたい</sup>当事者主体による <sup>かつどう</sup>活動を <sup>しえん</sup>支援します。~~

~~<sup>きかんそうだんしえんせんたー</sup>また、 <sup>そうだんしえんじぎょうしょ</sup>基幹相談支援センターにおいては、 <sup>たい</sup>相談支援事業所に対  
<sup>せんもんてき</sup>する <sup>じょげん</sup>専門的な <sup>けいかくそうだんしえん</sup>助言、 <sup>ちいぎいこう</sup>計画相談支援や <sup>ちいきていやくしえん</sup>地域移行・ <sup>はいち</sup>地域定着支援の  
<sup>すいしん</sup>推進、 <sup>ぴあさぽーたー</sup>ピアサポーターの <sup>かつどうしえん</sup>活動支援を <sup>おこな</sup>行います。~~

~~<sup>さっぽろし</sup>札幌市では、 <sup>けいかくそうだんしえんとう</sup>計画相談支援等を行う <sup>おこな</sup>指定 <sup>してい</sup>相談支援事業所の中  
<sup>さっぽろし</sup>から、「 <sup>さっぽろし</sup>札幌市 <sup>きかんそうだんしえんせんたー</sup>相談支援事業所」と「 <sup>きかん</sup>基幹 <sup>そうだんしえん</sup>相談支援 <sup>せんたー</sup>センター」を  
<sup>うんえい</sup>運営する <sup>じぎょうしょ</sup>事業所を <sup>してい</sup>指定して <sup>いたくじっし</sup>委託実施しています。~~

~~<sup>さっぽろし</sup>「 <sup>しょう</sup>札幌 <sup>しょう</sup>障 <sup>しや</sup>がい者 <sup>しや</sup>相談支援事業所」においては、 <sup>せんもんけんしゅう</sup>専門研修を  
<sup>しゅうりょう</sup>終了した <sup>そうだんいん</sup>相談員が、 <sup>しょう</sup>障 <sup>ひと</sup>がいのある人や <sup>かぞく</sup>その家族、 <sup>かんけいきかんとう</sup>関係機関等  
<sup>そうだん</sup>からの <sup>おう</sup>相談に応じます。 <sup>ちいぎしえんいん</sup>また、 <sup>はいち</sup>地域支援員を <sup>く</sup>配置して、 <sup>やくしょ</sup>区役所を  
<sup>ちいぎ</sup>はじめとする <sup>かんけいきかん</sup>地域の <sup>ふくしかんけいしゃ</sup>関係機関や <sup>れんけい</sup>福祉関係者との <sup>れんけい</sup>連携を図る <sup>はいち</sup>ほか、  
<sup>ちいぎ</sup>地域で <sup>せいかつ</sup>生活する <sup>しょう</sup>障 <sup>ひと</sup>がいのある人を <sup>ぴあさぽーたー</sup>ピアサポーターとして <sup>はいち</sup>配置  
<sup>とうじしゃしゅたい</sup>し、 <sup>かつどう</sup>当事者主体による <sup>しえん</sup>活動を <sup>しえん</sup>支援しています。~~

~~<sup>きかんそうだんしえんせんたー</sup>「 <sup>さっぽろし</sup>基幹相談支援センター」においては、「 <sup>さっぽろし</sup>札幌市 <sup>しょう</sup>障 <sup>しや</sup>がい者 <sup>しや</sup>相談  
<sup>しえんじぎょうしょ</sup>支援事業所」に対する <sup>たい</sup>専門的な <sup>せんもんてき</sup>支援、 <sup>しえん</sup>計画 <sup>けいかく</sup>相談 <sup>そうだんしえん</sup>支援や <sup>ちいぎいこう</sup>地域移行・~~

ちいきていちゃくしえん すいしん ぴあさぽーたー かつどうしえん おこな  
地域定着支援の推進、ピアサポーターの活動支援を行っています。

かくそうだんしえんじぎょうしょ れんけい ぎょうせい かんけいきかんとう さまざま ぶんや  
各相談支援事業所の連携や、行政・関係機関等の様々な分野  
との協力、役割分担の在り方について検討しながら、障がい  
のある人が地域で安心して生活することができるよう、相談  
支援事業所の充実を図ります。

⇒ 障がい福祉計画の部（98ページ）もご覧ください。

◆ じりつしえんきょうぎかい うんえいおよ そしきたいせい みなお じっこうせい とりくみ  
自立支援協議会の運営及び組織体制の見直し実効性のある取組の  
きょうか  
強化

かくぶかい ちいきぶかい せんもんぶかい ちゅうしん こべつ に - す ちいき  
各部会(地域部会、専門部会)を中心に、個別のニーズから地域  
かだい ちゅうしゅつ かいけつ はか もくてき じょうほう きょうゆう  
課題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報の共有、  
けんしゅう かいさいとう つう かんけいきかんそうご れんけいたいせい きょうか はか  
研修の開催等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図る  
とともに、地域の支援体制の整備について協議を行います。

また、ちいきかだい かいけつ む そしきたいせい みなお おこな かく  
地域課題の解決に向けた組織体制の見直しを行い、各  
ぷろじえくとち-む かくぶかい ぶく ちいきかだい かいけつ む  
プロジェクトチームや各部会を含め、地域課題の解決に向けた  
そしきたいせい しさく いげんはんえい じっこうせい とりくみ  
組織体制により、施策への意見反映など、実行性のある取組を  
すす  
進めていきます。

◆ しょうがいふくしきさ-びす かくしゅさ-びす えんかつ ていきょう  
障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供

しょうがいしゃそうごうしえんほう じどうふくしほう もと しょうがいふくしきさ-びす  
障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス  
ていきょう きばん じゅうじつ はか あら もう  
の提供基盤の充実を図るとともに、新たに設けられた  
さ-びす どうよう えんかつ ていきょう つと  
サービスについても、同様に円滑な提供に努めます。

また、しょう ひと たい こうつうひじょせい きのうかいふく くんれん  
障がいのある人に対する交通費助成、機能回復・訓練、  
とくべつしょうがいしゃてあてとう しきゅう えんかつ さ-びす ていきょう つと  
特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めま

す。

⇒ <sup>しょう</sup>障 <sup>ふくしけいかく</sup>がい福祉計画の部 <sup>ぶ</sup>（<sup>ページ</sup>83 <sup>以降</sup>以降）もご覧ください。

◆ <sup>じゅうどしょう</sup>重度障 <sup>ひと</sup>がいのある人 <sup>たい</sup>に対する <sup>しえん</sup>支援

<sup>ざいたく</sup>在宅で生活する <sup>じゅうどしょう</sup>重度障 <sup>ひと</sup>がいのある人が <sup>ちいきじゅうみんとう</sup>地域住民等から <sup>かいじょ</sup>介助  
<sup>う</sup>を受けた <sup>ばあい</sup>場合に <sup>ひつよう</sup>必要となる <sup>ひよう</sup>費用を <sup>しきゅう</sup>支給する <sup>ぱーそなるあし</sup>パーソナルアシ  
<sup>すたんすじぎょう</sup>スタンス事業の実施など、 <sup>じゅうどしょう</sup>重度障 <sup>ひと</sup>がいのある人が <sup>ちいき</sup>地域で <sup>あんしん</sup>安心して  
<sup>く</sup>暮らしていくことができるよう、 <sup>ここ</sup>個々の <sup>じょうきょう</sup>状況や <sup>に</sup>ニーズに  
<sup>たいおう</sup>対応した <sup>こま</sup>きめ細かな <sup>しえん</sup>支援の <sup>ていきょう</sup>提供 <sup>つと</sup>に努めます。

◆ ~~<sup>いりょうてきけ</sup>医療的ケア~~ ~~<sup>あ</sup>が必要~~ ~~<sup>な</sup>な~~ <sup>じゅうど</sup>重度の <sup>しょう</sup>障 <sup>ひと</sup>がいのある人 <sup>あ</sup>や ~~<sup>いりょうてきけ</sup>医療的ケア~~ ~~<sup>あ</sup>が必要~~ ~~<sup>な</sup>な~~  
~~<sup>しょう</sup>障~~ ~~<sup>あ</sup>がいの~~ ~~<sup>あ</sup>ある~~ ~~<sup>ひと</sup>人~~ <sup>たい</sup>に対する <sup>ちいきせいかつしえん</sup>地域生活支援の <sup>じゅうじつ</sup>充実の <sup>けんとう</sup>検討

~~<sup>いりょうてきけ</sup>医療的ケア~~ ~~<sup>あ</sup>を必要~~ ~~<sup>とする</sup>とする~~ <sup>じゅうど</sup>重度の <sup>しょう</sup>障 <sup>ひと</sup>がいのある人 <sup>あ</sup>や ~~<sup>いりょうてき</sup>医療的~~  
~~<sup>け</sup>ケア~~ ~~<sup>あ</sup>が必要~~ ~~<sup>な</sup>な~~ <sup>しょう</sup>障 <sup>あ</sup>がいの <sup>あ</sup>ある <sup>ひと</sup>人が <sup>あんしん</sup>安心して <sup>にっちゅうかつどうとう</sup>日中活動等に <sup>さんか</sup>参加し  
<sup>ながら</sup>ながら、 <sup>じゅうじつ</sup>充実した <sup>ちいきせいかつ</sup>地域生活を送ることができるよう、 <sup>お</sup>支援 <sup>しえん</sup>を  
<sup>にな</sup>担 <sup>じんざい</sup>う <sup>いくせい</sup>人材の <sup>ふく</sup>育成 <sup>さ</sup>も <sup>び</sup>含 <sup>す</sup>め、 <sup>ていきょうきばん</sup>サービス提供 <sup>せいび</sup>基盤の <sup>けんとう</sup>整備 <sup>けんとう</sup>について <sup>けんとう</sup>検討  
します。

◆ <sup>しょう</sup>障 <sup>ひと</sup>がいのある人 <sup>こうれいか</sup>の高齢化 <sup>たい</sup>に対する <sup>しえん</sup>支援 <sup>けんとう</sup>の検討

<sup>こうれいか</sup>高齢化により <sup>しんしん</sup>心身の <sup>きのう</sup>機能が <sup>ていか</sup>低下 <sup>かた</sup>した <sup>ちいき</sup>方が <sup>あんしん</sup>地域で <sup>せいかつ</sup>安心して生活  
<sup>できる</sup>よう、 <sup>ちいきせいかつしえんきょてんとう</sup>地域生活支援拠点等を <sup>せいび</sup>整備 <sup>しょうがいしゃ</sup>するとともに、 <sup>しょうがいしゃ</sup>障害者  
<sup>そうごうしえんほう</sup>総合支援法 <sup>かいごほけんほう</sup>や <sup>さ</sup>介護 <sup>び</sup>保険法 <sup>ちゅうしん</sup>の <sup>ぼらんていあとう</sup>サービスを <sup>ちゅうしん</sup>中心 <sup>ぼらんていあとう</sup>に、 <sup>ぼらんていあ</sup>ボランティア等  
<sup>ちいきしげん</sup>の <sup>かつよう</sup>地域 <sup>しえん</sup>資源 <sup>たいせい</sup>も <sup>かた</sup>活用 <sup>かた</sup>するなど、 <sup>しえん</sup>支援 <sup>たいせい</sup>体制 <sup>かた</sup>の <sup>かた</sup>あり方 <sup>かた</sup>について  
<sup>ひ</sup>引 <sup>つづ</sup>き <sup>けんとう</sup>検討 <sup>し</sup>、 <sup>しえん</sup>支援 <sup>じゅうじつ</sup>の <sup>はか</sup>充実 <sup>はか</sup>を図 <sup>はか</sup>ります。

また、 <sup>あら</sup>新たに <sup>もう</sup>設 <sup>きょうせい</sup>けられた <sup>さ</sup>共生 <sup>び</sup>型 <sup>す</sup>サービスの <sup>どうにゅう</sup>導入 <sup>どうにゅう</sup>をはじめ、

こうれいしょう しゃ かいごほけんさーびす えんかつ りよう けんとう  
高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用について検討  
します。

※ 共生型サービス

へいせい ねんど しょうがいふくし さーびす じぎょうしょうとう  
平成30年度から障害福祉サービス事業所等であれば、  
かいご ほけん じぎょうしょ してい う とくれい が  
介護保険事業所の指定も受けやすくなる特例が  
もう  
設けられます。

◆ ボランティア等の地域資源を活用した支援体制の充実の検討

しょう ひと ちいき あんしん せいかつ  
障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、  
ぼらんていあとう ちいきしげん かつよう しえんたいせい かた  
ボランティア等の地域資源を活用した支援体制のあり方につ  
けんとう  
て検討します。

◆ 発達障害者支援体制整備事業

こべつしえんふ あいる さぼーとふ あいる かつよう  
個別支援ファイル(サポートファイルさっぽろ(※1))の活用  
そくしん しえんしゃ じんざいくせい ぺあれんとめんたー とう かつよう  
促進、支援者の人材育成、ペアレントメンター(※2)等の活用  
かそくしえん ふきゅうけいはつさっし さくせい はいふ とりくみ  
による家族支援、普及啓発冊子の作成・配布などの取組により、  
はったつしょう ひと しゃかい じゅうぶんかつやく しえん  
発達障がいのある人が社会で十分活躍できるよう、支援の  
たいせい とく  
体制づくりに取り組みます。

はったつしょうがいしゃ ちいき しえん まねーじゃー はいち ここ  
また、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、個々の  
はったつしょう しゃ とくせい おう しえん てきせつ おこな  
発達障がい者の特性に応じた支援が適切に行われるよう、  
ふくし さーびす じぎょうしょうとう たい に じしょうがい こうどうしょうがい  
福祉サービス事業所等に対し、二次障害、行動障害があるな  
しえん こんなん じれい せんもんてき じよげん かんけいきかん れんけいちようせい  
ど支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整な  
ど  
きかんしえん おこな  
どの機関支援を行います。

※1 サポートファイルさっぽろ

札幌市が作成したファイルで、保護者が子どもの成長を記録し、関係者がその子どもの個性や特徴、これまでの発達の経過を共通理解するためのもの。

## ※2 ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験を活かして、同じ悩みを持つ親たちの気持ちに寄り添い、相談を受けたり関係機関の紹介などを行ったりする先輩親のこと。

### ◆ 専門機関や住民主体の組織を包括的に結び付ける仕組みの検討

社会福祉法の改正により、市町村は、地域住民及び関係機関による地域福祉推進のための相互協力が円滑に行われ、地域における地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供されるよう、体制整備に努めることとされています。

札幌市においても、複合的な課題や制度の狭間などの課題を抱える世帯に連携して対応できる支援体制を整備していくため、既存の専門機関や地域住民主体の組織などを包括的に結びつける仕組みについて今後検討を進めます。

## 基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実を図ります。
- 精神障がいのある人が、地域の一員として自分らしい暮らしをする

ことができるよう、医療、福祉、介護、地域の助け合いなどが包括的に確保された、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

## ＜重点取組＞

### ◆地域移行支援・地域定着支援

入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します。

⇒ 障がい福祉計画の部（91ページ）もご覧ください。

### ◆自立生活援助（新規）

施設入所支援や共同生活援助などを利用して一人暮らしを希望する障がいのある人に対して、定期的な巡回訪問をするなどのほか、円滑な地域生活に向けた相談や助言等を行う新たな障害福祉サービスが新設されました。についても、他のサービスと同様にこのサービスの円滑な提供にも努めていきます。

⇒ 障がい福祉計画の部（91ページ）もご覧ください。

### ◆グループホーム等の整備推進

グループホームの整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。

⇒ 障がい福祉計画の部（89ページ）もご覧ください。



◆ 入所施設等との情報共有・連携

地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関相互に地域移行に関する知識を高めます。

◆ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための関係機関による協議の場の設置（新規）

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を旨とし、自立支援協議会精神障がい者地域移行推進プロジェクトにおける議論経過も踏まえ、医療、福祉、介護等関係者による協議の場を設置し、検討を進めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（89ページ）もご覧ください。

基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援・開発支援

- 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。
- 札幌市内の中小企業者等が行う、健康・福祉関連分野等の新製品・新技術の開発を促進します。

＜重点取組＞

◆ 補装具費の支給、日常生活用具の給付

障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある人の身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します。

⇒ 障がい福祉計画の部（100ページ）もご覧ください。

◆ 福祉用具の普及（展示など）

身体に障がいのある人が用いる補装具、日常生活用具、自助具等の普及を目的に福祉用具の常設展示コーナーを設け、福祉用具に関する各種相談に応じるなど、普及に努めます。

基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

- 各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

＜重点取組＞

◆ 障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施（新規）

福祉・介護サービスの分野が人手不足にある状況を考慮し、事業所の安定的運営を確保するため、障害福祉サービス事業所等に対し支援を実施します。

◆ 福祉サービス提供事業者等に対する研修の実施

福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。

◆ 元気なまちづくり支援事業未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業

区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりの

すいしん もくてき く そういくふう さいりょう しょう  
推進を目的として、区の創意工夫や裁量によって、障がいのあ  
ひと しみん しゅたいてき おこな ちいきかだいかいけつ む とりくみ  
る人をはじめ市民が主体的に行う地域課題解決に向けた取組に  
たい しえん おこな  
対する支援を行います。